

〔論 説〕

近時の応用美術の著作物性に関する裁判例についての一考察

中山 岳洋

＜目次＞

- I はじめに
- II 従来の応用美術に関する学説・裁判例
 - 1 学説
 - (1) 著作権法2条2項の法的意義について
 - (2) 著作権法と意匠法の関係について
 - 2 裁判例
- III ドイツ著作権法における応用美術の保護について
 - 1 従来の学説・判例
 - 2 誕生日列車事件
 - (1) 事案の概要
 - (2) 判旨
 - 3 解説
- IV 日本における近時の裁判例について
 - 1 ファッションショー事件
 - (1) 事案の概要
 - (2) 第一審の判示
 - (3) 控訴審の判示
 - (4) 本判決の意義
 - 2 TRIPP TRAPP事件
 - (1) 事案の概要
 - (2) 第一審の判示
 - (3) 控訴審の判示
 - (4) 本判決の意義
- V 比較法的考察
 - 1 ドイツにおける判断基準
 - 2 日本における近時の事件における判断基準との比較
 - 3 日本における応用美術の著作物性に関する判断基準の再考
- VI まとめ

I はじめに

応用美術の著作物性については、従来から議論が盛んである分野である。応用美術とは純粹美術に対する言葉であるが、明確な定義はなく、一般には、美術を実用品に応用したものや、美術上の技法や感覚を実用品に応用したものなど、それ自体実用的機能を有する美的な創作物といわれている¹⁾。

著作権法2条1項1号は、著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義している。この定義から、著作物性の要件としては①「思想または感情」があること、②「表現」があること、③「創作的」であること、④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」こと、の4つであるとされている。また、著作権法10条1項4号は「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」を著作物の例示として挙げ、著作権法2条2項は「『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」としている。ここでいう「美術工芸品」とは、実用的な用途に供される一品制作の手工芸的な美術作品を指すと解されている²⁾。つまり、著作権法は、応用美術のうち、一品制作のものについては「美術工芸品」として、「美術の著作物」に含むと明文で規定している。

一般に応用美術の著作物性の有無という論点で議論される問題とは、一品制作ではない、大量生産される応用美術が、「美術の著作物」に含まれるかというものである。上記の著作物性の要件でいえば、④の「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」をみたすかという問題として取り上げられている³⁾。

かかる応用美術の著作物性については、従来から裁判例が多く存在する。また、外国法においても、重要論点の1つである。近年、国内外で応用美

1) 中山信弘『著作権法（第2版）』164頁（有斐閣、2014年）

2) 加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』68頁（社団法人著作権情報センター、2013年）

3) 中山・前掲注1) 164頁

術の判断基準について、注目すべき裁判例が登場してきている。

そこで、本稿では、応用美術における従来の学説、裁判例を確認しつつ、最新の裁判例について、比較法的観点から検討を加えていく。

II 従来の応用美術に関する学説・裁判例

1 学説

応用美術の著作物性に関する学説としては、著作権法2条2項の法的意義に関するもの、及び著作権法と意匠法との関係に関するものがある。

(1) 著作権法2条2項の法的意義について

著作権法2条2項の位置づけについては、注意規定説と拡張規定説の両説が唱えられている⁴⁾。注意規定説とは、応用美術も著作権法2条1項1号の「美術の著作物」に含まれると解し、美術工芸品が「美術の著作物」に含まれるとする著作権法2条2項は当然のことを規定した注意規定に過ぎないとする説である⁵⁾。これに対し、拡張規定説とは、応用美術は「美術の著作物」に含まないと解し、応用美術である美術工芸品を「美術の著作物」に含めると規定した著作権法2条2項は、保護範囲を拡張した規定とする説である。注意規定説によると、著作権法2条2項の美術工芸品以外の実用目的の美術作品であっても、直ちに著作物性が否定されることはないとの結論が導かれる。これに対し、拡張規定説によると、著作権法2条2項の美術工芸品以外の実用目的の美術作品については、著作物性が否定されるとの結論が導かれる。

4) 学説のまとめとして、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール1』755頁〔金井重彦〕(勁草書房、2009年)、金井重彦=小倉秀夫編『著作権法コンメンタール』48頁〔金井重彦〕(レクシスネクシス・ジャパン、2013年)

5) 金井他・前掲注4) 48頁〔金井重彦〕

また、立法者は、著作権法2条2項の「美術工芸品」とは、一品制作の美術品を指すと説明しているが⁶⁾、裁判例においては応用美術についても、著作権法2条2項の「美術工芸品」に含まれるかという視点で検討していると見受けられるものもある⁷⁾。

(2) 著作権法と意匠法の関係について

応用美術の著作物性の論点の背景には、著作権法と意匠法の制度相互の調整を図る必要性があるとされている。著作権は基本的には意匠権よりも保護の程度が厚いとされるため、著作権が認められる範囲を適切に設定しないと、意匠権の意義が失われてしまう。具体的には、①意匠法は方式主義を採用しており、権利取得のためには出願・審査のうえで設定登録される必要があるが(意匠法20条等)、著作権法は無方式主義を採用しており、著作権は創作の事実のみによって発生すること、②権利の存続期間が著作権の方が長いこと(意匠法21条1項、著作権法51条2項等)が挙げられる⁸⁾。かかる違いから、著作権法と意匠法とは保護の領域において択一的に適用されるべきであるとする見解⁹⁾もある。

学説上は、著作権法と意匠法との関係につき、調整を必要とする説と、調整を不要とする説がある。調整が必要とする説の論拠としては、権利が乱立し、時を経るごとに状況が複雑化するおそれがあるという点、及び広

6) 加戸・前掲注2) 68頁

7) 長崎地佐世保支決昭和48年2月27日無体例集5巻14号18頁(博多人形事件)、大阪高判平成2年2月14日LEX/DB27815252(ニーチェア事件)

8) 上野達弘「応用美術の法的保護」別冊NBL130号知財年報2009 210頁。なお、同216頁によると、意匠権は絶対的独占権であるから、依拠性がなくても権利侵害が認められるという点では、著作権よりも意匠権の方が強力なところがあると説明している。

9) 劉曉倩「実用品にふされるデザインの美術著作物該当性(二・完)」知的財産法政策学研究7号178頁

く国民生活を制限するおそれがあるという点が挙げられている¹⁰⁾。これに対し、調整を不要とする説の論拠としては、著作権法、又は意匠法に明文の調整規定は存在しないという点、著作権法と意匠法は、それぞれ立法の目的及び保護の態様を異にするから、両法の重複保護は理論的に矛盾しないという点が挙げられている¹¹⁾。また、応用美術を特別扱いすることで、今度は他の美術以外の創作物との間で不均衡が生じることになることなども、調整を不要とする説の根拠として挙げられる¹²⁾。

2 裁判例

応用美術の著作物性に関しては、多数の裁判例がある。しかし、その判断基準は、統一されているとはいいがたい。主要な裁判例が用いた基準を紹介すると、「美術工芸的価値としての美術性も備わっている」という基準を用いるもの¹³⁾、「全体として一つの纏まりのあるグラフィック（絵画的）な表現物として、見る者の審美的感情（美感）に呼びかけるもの」という基準を用いるもの¹⁴⁾、「純粹美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているとき」という基準を用いるもの¹⁵⁾、「客観的、外形的にみて」「実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたもの」という基準を用いるもの¹⁶⁾、「実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美術性を有するに至ってい

10) 五味飛鳥「応用美術の法的保護について——主として意匠法との交錯に関して」別冊 NBL130 号知財年報 2009 260 頁

11) 上野・前掲注 8) 216 頁

12) 駒田泰士「応用美術の著作権保護について——美の一体性の理論に示唆を受けて」別冊 NBL130 号知財年報 2009 227 頁

13) 長崎地佐世保支決昭和 48 年 2 月 27 日無体例集 5 卷 14 号 18 頁（博多人形事件）

14) 大阪地判昭和 60 年 3 月 29 日無体例集 17 卷 1 号 132 頁（商業広告事件）

15) 神戸市姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体例集 11 卷 2 号 371 頁（仏壇彫刻事件）

16) 東京地判昭和 56 年 4 月 20 日無体例集 13 卷 1 号 432 頁（T シャツ事件）

るため、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価される場合」という基準を用いるもの¹⁷⁾、「実用性の面を離れ一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるものであるか否か」という基準を用いるもの¹⁸⁾、「高度の芸術性（すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現）を有し、純粹美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるとき」という基準を用いるもの¹⁹⁾、「実用面及び機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるもの」という基準を用いるもの²⁰⁾、「純粹美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていること」という基準を用いるもの²¹⁾、「客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり、これが純粹美術と同視し得る程度のもの」という基準を用いるもの²²⁾がある。

これらの従来裁判例が用いた基準については、大きく2つの類型に分けることができる。すなわち、①「高度の芸術性」「高度の美的表現」など、通常の著作物よりも高度な美的鑑賞性・創作性を要求すると読めるものと、②通常の著作物より高度な美的要素は要求せず、実用目的と鑑賞目的の分離可能性を要求すると読めるものである。学説上も、①の判断基準を支持するもの（段階理論的解釈と称されることもある）と、②の判断基準を支持するもの（分離可能性説と称されることもある）の両説がある。まず①の「高度の芸術性」「高度の美的表現」を要求する判断基準を支持する説は、上述した意匠法との調整を認める説と親和的である。有力な学説は、「高度の芸術性」などの要件は課すことを、意匠法との境界を画する必要性から

17) 大阪高判平成17年7月28日判時1928号116頁（おまけフィギュア事件）

18) 京都地判平成元年6月15日判時1327号123頁（佐賀錦袋帯事件）

19) 東京高判平成3年12月17日知的裁集23巻3号808頁（木目化粧紙原画事件）

20) 大阪高判平成2年2月14日LEX/DB27815252（ニーチェア事件）

21) 仙台高判平成14年7月9日判時1813号145頁（ファービー人形事件）

22) 知財高判平成26年1月22日平成25年（ネ）第10066号（ワイナリー看板事件）

基礎づけられるとしている²³⁾。これに対し、②の分離可能性を要求する判断手法を支持する見解は、応用美術に関して通常の著作物よりも高度な美的鑑賞性・創作性を要求することは、理論的な説明が難しいと指摘し、②の見解の方が整合的な説明が可能であるとする²⁴⁾。

この両説に加え、③純粋美術と応用美術の区別をすることに批判する見解（非区分説と称されることもある）もある。この見解は、実用化の有無によって判断基準が異なるのは、著作権法体系の一貫的解釈という観点から疑問であるとしている²⁵⁾。

Ⅲ ドイツ著作権法における応用美術の保護について

前述したような、高度な美的鑑賞性・創作性を要求する立場は、段階理論的解釈と称されることがある²⁶⁾。「段階理論」とは、ドイツにおいて、応用美術の著作物性の判断基準として採用されてきた解釈である。そこで、ドイツ著作権法における段階理論について、従来 of 学説、及び近時の連邦最高裁判所判決を検討する。

1 従来 of 学説・判例

ドイツでは、応用美術 of 法的保護については、伝統的には段階理論という考え方が採られてきた。段階理論とは、「応用美術 of 領域に属する著作物」については「他の領域に属する著作物」よりも高い水準 of 著作物性が設定する理論である²⁷⁾。これによると、通常の著作物であれば、「クライネ・ミュ

23) 中山・前掲注1) 171頁

24) 高林龍『標準著作権法（第2版）』46頁（有斐閣、2013年）

25) 駒田・前掲注12) 221頁

26) 上野達弘「応用美術 of 著作権保護——『段階理論』を越えて——」パテント67巻4号114頁

27) 戸波美代「応用美術 of 法的保護—ドイツ著作権法及び意匠法における考察」専修法

ンツェ (Kleine Münze)』と呼ばれる、創作性の程度が低いものでも著作権上の保護を受けるが、「応用美術の領域に属する著作物」については、造形高度性 (Gestaltungshöhe) があることが、著作物の要件としている²⁸⁾。

ドイツ法の段階理論については日本でもしばしば研究されており、その内容について「著作権保護を受けうる応用美術が備える創作性は、『教養を備え、かつ美術鑑賞にある程度習熟した、美術的事柄に敏感な階層の見解によれば、なお美術といいうる程度にあることが必要』なのであって、著作権法の保護対象と意匠権の保護対象の関係については、『美術著作物と意匠の間の相違は、段階的なものに過ぎない』と解される。」と紹介するものがある²⁹⁾。

また、ドイツ法が意匠法と著作権法の間をこのように捉えているのは、ドイツ法においては旧意匠法が、「図案およびひな形についての著作権に関する法律」という名称で制定された「著作権法」であったことが背景にあると説明される³⁰⁾。

しかし、ドイツでは2004年に新意匠法が制定され、「著作権に関する法律」という名称ではなくなった。このように、名称的には著作権法と意匠法との関係が断絶したという状況で出されたのが、誕生日列車事件判決³¹⁾である。

2 誕生日列車事件

(1) 事案の概要

おもちゃデザイナーとして独立して活動している原告は、1998年に、お

学論集 106号 232頁

28) 戸波・前掲注27) 231頁

29) 本山雅弘「独における応用美術の法的保護—いわゆる段階理論の理論的異議とその今後の展開を中心として」別冊 NBL130号知財年報 2009 232頁

30) 本山・前掲注29) 233頁

31) BGH GRUR 2014,175-Geburtstagszug

もちゃ製造販売業者である被告のために、「誕生日列車」の図案を作成した。「誕生日列車」は、木製の列車の車両で、ろうそくと数字を差し込む穴があるおもちゃである。また、原告は2001年に、「誕生日キャラバン」を被告のためにデザインした。原告は、「誕生日列車」のデザインの対価として、400 ドイツマルクを、「誕生日キャラバン」のデザインの対価として、1102 ドイツマルクを受け取っている。また、原告は2002年に、「誕生日列車」及び「誕生日キャラバン」に差し込むことができる「7」「8」「9」の数字のデザインを付け加え、その対価として54ユーロを受け取った。

原告は、これらの報酬は、被告の売りに比して低いと考えた。そこで、原告は旧ドイツ著作権法36条、ドイツ著作権法32条、32条aに基づき、追加的報酬の支払いを請求した。

本件は、追加的報酬請求権が認められるための前提として、「誕生日列車」の著作物性が争われた事案である³²⁾。控訴審までにおいて、「誕生日列車」の著作物性は否定されていたため、原告が上告し、以下のような判示がなされた。

(2) 判旨

連邦最高裁判所は、「誕生日列車」が日用品であり、実用を目指さない美術には該当しないため、応用美術であると認定している。しかし連邦最高

32) ドイツ著作権法 32条a第1項は、「著作者が、他人に使用権を許した場合において、その条件の結果、合意された反対給付が、著作者とその他人との関係を総合的に考慮すれば、著作物の使用から生ずる収益及び利益に比して著しい不均衡の状態に至るときは、その他人は、著作者の求めに応じ、契約の変更であって、諸般の事情に照らし相当なる追加の利益分与を著作者に与えるものに同意する義務を負う。契約の相手方が、得られた収益又は利益の額を予見していたかどうか、又は予見することができたかどうかは、問わない。」として、追加的報酬の請求をすることができると定めている(著作権情報センターの翻訳による。)。しかし、かかる条文によって追加的報酬を請求するためには、前提として「誕生日列車」が著作物でなければならないため、本件では「誕生日列車」の図案の著作物性が争われた。

裁判所は、実用を目指さない応用美術については、純粹美術と比べ、平均的造形の明白な凌駕が必要とした控訴審の判決を批判した³³⁾。

つまり、連邦最高裁判所は、意匠保護を受けうる応用美術の著作権保護について、平均的造形の明白な凌駕が前提とされるべきではないと述べた。これは、応用美術の著作権保護については、実用を目指さない造形美術、文学、音楽の創造物と異なる要求がされるべきではないということの意味する。そして、応用美術の著作物性については、芸術に馴染みのある人々から「芸術的」な給付であるとされる程度の、造形高度性があれば十分であると、従来の判例は2004年の意匠法改正によって再構成が必要であると述べた³⁴⁾。

そこで、段階理論について、2004年に意匠法が改正されたため、従来の段階理論については、その土台を欠くとしている³⁵⁾。その理由としては、旧意匠法は、その名称を「意匠及び雛形の著作権に関する法律 (Gesetzes betreffend das Urheberrecht an Mustern und Modellen)」であったのに対し、2004年改正意匠法は、「意匠及び雛形の法的保護に関する法律 (Gesetzes über den rechtlichen Schutz von Mustern und Modellen)」という名称であることを挙げており、ここから意匠法と著作権法との関係は断絶がなされているといえるとした³⁶⁾。

このように判例を変更したとしても、連邦裁判所は、応用美術に関する自由な利用に対して過度な制約がなされる恐れはないとしている。なぜなら、著作権保護が基礎付けられるのは、その芸術的な給付がなされている範囲に限定される。つまり造形高度性が小さい場合であれば、保護の範囲

33) BGH GRUR 2014,175 Rdnr.16-18-Geburtstagszug.

34) BGH GRUR 2014,175 Rdnr.26-Geburtstagszug.

35) BGH GRUR 2014,175 Rdnr.34-Geburtstagszug.

36) BGH GRUR 2014,175 Rdnr.35-Geburtstagszug.

もそれに相当した、狭いものになると述べている³⁷⁾。

以上の理由から、連邦最高裁判所は本件におけるデザインの著作物性を判断させるため、控訴審に差し戻すという判決を下した。

3 解説

誕生日列車事件は、従来の伝統的なドイツの判例理論であった段階理論を放棄したものと解されている³⁸⁾。応用美術の著作物性については、「平均的造形の明白な凌駕」は必要でなく、「芸術に馴染みのある人々から『芸術的』な給付であるとされる程度の、造形高度性があれば十分」とし、要求される造形高度性について、新たな基準を提示したものといえる。

連邦最高裁判所が段階理論を放棄した背景として、同事件は2004年に意匠法の改正が行われたことを主として挙げている。ドイツの意匠法改正については、EU著作権関係指令やEU意匠規則との調和が背景にあると解されており³⁹⁾、本判決も、EU法との調和を重視したものと捉えることができる。

IV 日本における近時の裁判例について

近時、日本においても応用美術の著作物性について、重要な裁判例が2つ出されている。以下では、その裁判例を分析する。

1 ファッションショー事件

(1) 事案の概要

イベント等の企画制作コンサルティング業務等を目的とする株式会社である原告X 1は、原告X 2にイベントの企画運営等を受託し、ファッション

37) BGH GRUR 2014,175 Rdnr.41-Geburtstagszug.

38) 上野・前掲注26) 115頁

39) 戸波・前掲注27) 232頁.

ンショー（以下「本件ファッションショー」という。）を開催した。放送事業者である被告 Y 1 は、被告 Y 2 の従業員を介して、X 1 らの開催したファッションショーの映像の提供を受け、これを放送した。X らは、かかる放送行為が、X 1 の公衆送信権、X 2 の著作者及び実演家としての氏名表示権を侵害すると主張した。

（２）第一審⁴⁰⁾の判示

原告は、①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像、がそれぞれ美術の著作物であると主張した。しかし、裁判所は①～⑦の各項目について、個性の発露がなく、創作性がないとしたため、その著作物性を否定したため、原告の請求を棄却した。

なお、第一審については①～⑦の各項目における応用美術性については触れられておらず、創作性の判断も、作者の個性の発露の有無でなされている。

（３）控訴審⁴¹⁾の判示

控訴審は、「本件ファッションショーにおいて用いられた衣服やアクセサリーは、主として、大量生産されるファストファッションのブランドのものであり……、これらは、その性質上、実用に供される目的で製作されたものであることが明らかである。」として、上記①②③⑥（⑥については、ポー

40) 東京地判平成 25 年 7 月 19 日判時 2238 号 99 頁

41) 知財高判平成 26 年 8 月 28 日判時 2238 号 91 頁

ズ及び動作の部分を除く)について「美的創作物に該当するとしても、芸術作品等と同様の展示等を目的としたものではなく、あくまで、実用に供されることを目的としたものであると認められる。」と述べ、応用美術の性質があるとしている。

そして、応用美術の著作物性の判断基準について「応用美術に関するこれまでの多数の下級審裁判例の存在とタイプフェイスに関する最高裁の判例（最高裁平成10年（受）第332号同12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁）によれば、まず、上記著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきであり、そして、一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護されると解すべきである。また、著作権法2条1項1号の上記定義規定からすれば、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、上記2条1項1号に含まれることが明らか『思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物』と客観的に同一なものともみることができるのであるから、当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである。」と判示した。

そして、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネートについて、「本件映像部分の各場面におけるモデルの衣服・アクセサリー等はそのほとんどがファストファッションである『Forever 21』製作のものを使用しただけであり、控訴人らのデザインに係るものではないだけでなく……これらはシティやリゾートのパーティ等の場面において実用されることを想定するものであり、それ全体が美的鑑賞を目的とするものではなく、また、実用

目的のための構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できるものでもない。」とした。

また、①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリングについては、ヘアメイク担当者が髪型や化粧を施したことを挙げて、そもそもX2が創作の主体になり得るのかにつき疑問を呈した上で、仮にX2が化粧及び髪型の創作の主体であるとしても「シティやリゾートのパーティ等の場面において実用される衣服やアクセサリーとのコーディネートを想定する実用的なものであり、それ全体が美的鑑賞を目的とするものではなく、また、実用目的のための構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できるものでもないから、美術の著作物に当たるともいえない。」であると述べた。

⑥化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネートについても、①から⑤の点の組み合わせに著作物性を認めることはできないとした。

なお、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像については、応用美術にあたるとはしておらず、通常の著作物と同様に、創作性判断を個性の有無で行った結果、創作性を否定している。

(4) 本判決の意義

本件は、第一審と控訴審において、判断基準が分かれた事件である。第一審においては、①～⑦のいずれについても、応用美術であるとの認定をしておらず、通常の著作物として創作性の判断を行い、著作物性を否定している。これに対し、控訴審は、①②③⑥について「美的創作物に該当するとしても、芸術作品等と同様の展示等を目的としたものではなく、あくまで、実用に供されることを目的としたものであると認められる。」と認定し、応用美術であるとしている。そして、応用美術の著作物性については、「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑

賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」という基準を用いている。これは、分離可能性説を採用したものであり、従来の裁判例ではニーチュア事件⁴²⁾の基準に通ずるものがあると解するものがある⁴³⁾。つまり、高度な芸術性は要求されておらず、一般の著作物において求められる創造性と変わらない程度の創造性が求められている⁴⁴⁾。もっとも、化粧や髪型などの美的表現はそれ自体が実用的な用途・機能の制約を受けにくいという性質があるとして、本判決が提示した分離可能性の基準は、従来と同様の意味を有するかについて疑問を呈するものもある⁴⁵⁾。私見としては、髪型や化粧は、人間の身体を利用するものであるため、創作における制約は不可避免的に存在すると考える。また、化粧や髪型は、キャンバスに絵を描く芸術活動ではなく、日常生活を快適にすること、及び社会的礼節を保つことという実用目的がある点是否定できない。したがって、多くの場合に、実用目的と分離して鑑賞の対象とはならないと判断されても、不合理ではないと思われる。

2 TRIPP TRAPP事件

(1) 事案の概要

ノルウェー法人である原告 X 1 は、「TRIPP TRAPP」という名称の幼児用椅子をデザインした。また、原告 X 2 は、X 1 から独占的利用の許諾を受け、「TRIPP TRAPP」を昭和 49 年頃から製造・販売している。

育児用品、家具の販売を業とする株式会社である被告 Y は、平成 18 年 2 月以降から、幼児用の椅子を製造・販売している。原告らは、被告の販売

42) 大阪高判平成 2 年 2 月 14 日 LEX/DB27815252

43) 本山雅弘「判批」ジュリスト臨時増刊 1479 号 279 頁

44) 奥邨弘司「判批」判例時報 2259 号 153 頁

45) 本山雅弘「判批」ジュリスト臨時増刊 1479 号 279 頁

している幼児用の椅子が、「TRIPP TRAPP」と類似しているため、X 1 の複製権又は翻案権を、X 2 の独占的利用権を侵害すると主張した。

(2) 第一審⁴⁶⁾の判示

第一審は、「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから（弁論の全趣旨）、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。」として、「TRIPP TRAPP」を応用美術に属すると判示した。そして、応用美術の著作物性の判断基準について、「原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著作権法2条1項1号）に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。」と判示した。

美的創作性については、座面、足置き台の固定位置を調整できるものであるとし、形態を特徴付ける部材の形状等の構成が、「実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い」ものであるとした。以上の理由から、「TRIPP TRAPP」の著作物性を否定した。

(3) 控訴審⁴⁷⁾の判示

控訴審は、「TRIPP TRAPP」の性質について「著作権法は、同法2条1項1号において、著作物の意義につき、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と規定しており、同法10条1項において、著作物を例示している。控訴人製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、上

46) 東京地判平成26年4月14日平成25年(ワ)第8040号

47) 知財高判平成27年4月14日平成26年(ネ)第10063号

記例示されたもののうち、同項4号所定の『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』に該当するか否かが問題になるものと考えられる。この点に関し、同法2条2項は、『美術の著作物』には『美術工芸品を含むものとする。』と規定しており、前述した同法10条1項4号の規定内容に鑑みると、『美術工芸品』は、同号の掲げる『絵画、版画、彫刻』と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。しかしながら、控訴人製品は、幼児用椅子であるから、第一義的には、実用に供されることを目的とするものであり、したがって、『美術工芸品』に該当しないことは、明らかといえる。」として、実用目的の応用美術に該当すると述べた。

次に応用美術の著作物性判断について、「この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物（以下、この表現物を『応用美術』という。）が、『美術の著作物』に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。しかしながら、著作権法が、『文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と』していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず、例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。したがって、控訴人製品は、上記著作物性の要件を充たせば、『美術の著作物』として同法上の保護を受けるものといえる。」と判示し、具体的には「著作物性の要件についてみると、ある表現物が『著作物』として著作権法上の保護を受けるためには、『思想又は感情を創作的に表現したもの』であることを要し（同法2条1項1号）、『創作的に表現したもの』といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、

作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえ、『創作的』な表現ということはできない。応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり……表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえ、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」とした。

そして、「TRIPP TRAPP」の著作物性について「オフィスチェア、ソファ、スツール等を別として、ダイニングチェア、リビングチェア、学習用の椅子など、一般的に家庭で用いられる1人掛けの椅子は、子供用のものも含め、4本脚のものが比較的多い」とし、「TRIPP TRAPP」が2本脚である点を捉えて、「特徴的なものといえる」と評価している。また、①2本脚の内側に形成された座面及び足置き台の両方をはめ込んで固定している点、②脚の部材と地面に平行な部材が、前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点、③部材が約66度の鋭い角度を成している点において、X1の個性が発揮されていると判示し、「TRIPP TRAPP」は「美術の著作物」に該当するとした。

従来の裁判例や意匠法との関係については、「応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、『美的』という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるどころ、上記両部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を

否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。加えて、『美的』という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって『美』ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。」と批判した。

もっとも、「TRIPP TRAPP」と、被告が製造・販売している椅子との間には類似性がないとして、著作権侵害については、これを否定している。

(4) 本判決の意義

第一審判決は、実用目的の応用美術保護について「実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創造性を備えていることを要すると解する」という基準で判断している。これは、学説でいうところの分離可能性説を示したものであり、ニーチェア事件、ファッションショー事件と類似の判断であるといえる。

しかし、控訴審判決は、①実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いという点、②「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり判断基準になじまないという点を理由に従来の裁判例の判断手法を批判した。また、著作物性の判断においては、「美術の著作物」に該当するかという論点には触れず、「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである」としている。従来から応用美術の著作物性については、「美術の範囲」に属するか否かという点が論点になっていたが、控訴審判決は創作性の判断に終始しており、「美術の範囲」の属否について厳密に検討をしていないと評されている⁴⁸⁾。また、控訴審判決は、他の美術の著作物と区別することなく、作者の個性が現れた創作的表現をもって著作物性を認めているところから、

48) 横山久芳「判批」IPマネジメントレビュー 19号 31頁

いわゆる非区分説を初めて採用したものであるとも評されている⁴⁹⁾。また、従来のフィギュア事件のように、通常の著作物と同様に表現され得るものの著作物性を否定したことは行き過ぎであるとしつつも、控訴審判決のような、2条1項2号の縛りをなくしたように思われる判断について批判的に論じる見解もある⁵⁰⁾。本判決の基準については、学説からの批判が強いというのが現状である。

V 比較法的考察

1 ドイツにおける判断基準

ドイツにおいて、誕生日列車事件より以前になされた、応用美術の著作物性が問題となった著名な事件として、ロープサーカス事件⁵¹⁾がある。同事件では、単に技術的な特徴にすぎない部分において自由な選択が認められるにすぎず、美的給付が見られない場合は著作権上の保護を享有しないと判示している⁵²⁾。この判示に代表されるように、ドイツにおいても、「技術的な特徴」と「美的給付」を対比させて論じられている。ここでの「技術的な特徴」が、日本法の解釈における「実用目的」を意味するとすれば、分離可能性説と類似の内容であると考えられる。そして、従来のドイツの段階理論では、その美的給付の内容として「平均的造形の明白な凌駕」を要求していたという構造である。誕生日列車事件において、その美的給付の程度について、「芸術に馴染みのある人々から芸術的な給付であるとされる程度の造形高度性」が必要であるとの判例変更をしたが、これは「美的給付」の有無についての判断基準であると考えられる。

49) 中川隆太郎「判批」コピライト 653号 34頁

50) 田村善之「判批」ビジネス法務 2015年 11月号 102頁

51) BGH GRUR 2012,58-Seilzirkus.

52) BGH GRUR 2012,58 Rdnr.32-Seilzirkus

したがって、現在におけるドイツにおける応用美術の判断基準は、当該創作物について、技術的な特徴ではない美的要素について、「芸術に馴染みのある人々から芸術的な給付であるとされる程度の造形高度性」が必要であるというものであるといえる。つまり、現在のドイツにおいては、日本における分離可能性説に類似した判断基準が用いられているのではないかとと思われる。

2 日本における近時の事件における判断基準との比較

ファッションショー事件、「TRIPP TRAPP」事件の第一審判決は、分離可能性説を採用していると思われる。これに対し、「TRIPP TRAPP」事件控訴審判決については、従来の段階理論的解釈や、分離可能性説とは異なるものであるということがいえよう。

ここから、「TRIPP TRAPP」事件控訴審判決の判断手法は、「美的」要素を判断基準として採用しなかったことで、少なくとも従来の「高度の芸術性」等を要求する段階理論的解釈を、正面から否定したものであると思われる。段階理論的解釈の放棄という点においては、ドイツ著作権法の誕生日列車事件の影響を受けたものと推察することもできる。しかし、誕生日列車事件は、平均的造形の明白な凌駕を要求しないとしつつも、あくまで造形高度性（Gestaltungshöhe）の程度を判断基準としており、「美的」要素を否定したのではない。段階理論を放棄したとはされるが、通常の創作性判断の基準⁵³⁾を用いて判断しているわけではない。したがって、「TRIPP TRAPP」事件控訴審判決は、誕生日列車事件の判断手法と類似したものとはいえないだろう。

分離可能性説に立脚したと解されるファッションショー事件において、原告が主張する創作物のうち、「美的鑑賞の対象となる美的特性」は全てに

53) 通常の著作物においては、造形高度性の程度ではなく、個人の精神的創造の有無（persönliche geistige Schöpfung）で著作物性が判断される。

において認められていない。しかし、「美的鑑賞の対象となる美的特性」の意味が、学説で唱えられていることと同様に、高度の芸術性を求めているのであれば、ファッションショー事件、および「TRIPP TRAPP」事件第一審判決と、現在のドイツの応用美術に関する著作物性の判断基準は類似するものと思われる。

3 日本における応用美術の著作物性に関する判断基準の再考

従来の応用美術に関する判断手法については、「高度の芸術性」を要求するものを通説として取り上げるものが多かった。私見としては、おまけフィギュア事件が、「純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価される場合」という基準を定立したことが、上記見解が通説的地位を占めるに際し、大きな影響を与えたのではないかと考えている。その理由としては、おまけフィギュア事件が、①「純粋美術と同視し得る程度」という、芸術性の「程度」に言及した点、②同事件においては、おもちゃの形をしたフィギュアの著作物性が否定された結論であった点が考えられる。同事件の規範、あてはめが、応用美術について高度の芸術性を要求するという通説を形成するに至る、大きな要因になったのではないか。

しかし、ファッションショー事件は、この通説を覆す影響を与えるのではないか。特に、「TRIPP TRAPP」事件控訴審判決は、いわゆる非区分説を採用しており、「高度の芸術性」を要求する基準を正面から批判している。今後、裁判例が段階理論的解釈から離れた基準を提示していく可能性も低くはないだろう。

上述のように「TRIPP TRAPP」事件控訴審判決は学説から批判が強く、近年の裁判例や評釈の傾向からして、現在は分離可能性説が通説になりつつあると思われる⁵⁴⁾。今後、分離可能性説が裁判所の判断基準と

54) 段階理論的解釈について批判的なものとして、上野・前掲注26) 115頁。分離可能性説に親和的なものとして、横山・前掲注48) 32頁、中川・前掲注49) 41頁

して主流になるのであれば、応用美術の著作物性に関する日本法とドイツ法の判断基準は、同一なもの、または極めて類似的なものといえるようになるだろう。

VI まとめ

応用美術の著作物性については、段階理論的解釈が通説的地位を占めてきたといわれている。しかし、ファッションショー事件、「TRIPP TRAPP」事件は、そのような従来の段階理論的解釈とは一線を画するものである。これがドイツの誕生日列車事件の影響を受けたとするのであれば、段階理論的解釈が今後の裁判例で維持されるとは考え難い。今後の裁判例がどのような基準を定立するのか、注目したい。

(法学研究科博士後期課程)